

戸籍に氏名の フリガナが 記載されます



戸籍法の一部改正により、令和8年5月26日から戸籍に氏名のフリガナが記載され、戸籍上で公証されることとなります。

改正法の施行日（令和7年5月26日）以降、本籍地の市区町村から記載予定のフリガナが順次通知されます。内容を確認し、実際のフリガナと異なる場合は届出が必要となります。

なお、通知に記載されたフリガナが正しい場合は、届出の必要はありません。

制度の詳細は市ホームページをご確認ください。

問い合わせ

市民課 ☎ 84-0631

所得・課税証明書の コンビニ交付サービス 利用停止について



停止日時

5月29日(木)～31日(土) 終日

※通常時のご利用可能時間

6時30分～23時

問い合わせ

税務課 ☎ 84-0620

国民健康保険税の 減額に係る基準額 が変わります



低所得世帯の均等割額および平等割額の減額について、判定基準所得金額を国の基準に合わせます。申請は不要です。

減額割合	所得要件 (世帯主と世帯の被保険者全員の 減額判定所得の合計額)	
	現行	改正後
5割	43万円+(29.5万円×被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下	43万円+(30.5万円×被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下
2割	43万円+(54.5万円×被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)	43万円+(56万円×被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下

※65歳以上の方の公的年金所得は、通常の所得から15万円を控除した額で判定します。

※網掛は、給与所得者等が世帯に複数いる場合のみ

問い合わせ

国保年金課 ☎ 84-0661

国民健康保険税の 課税限度額が変わ ります



令和7年度の国民健康保険税の課税限度額（課税の上限額）を国の基準に合わせます。

	現行	改正後
医療分	650,000円	660,000円
支援分	240,000円	260,000円
介護分	170,000円	170,000円
合計	1,060,000円	1,090,000円

問い合わせ

国保年金課 ☎ 84-0661

発進！公用車広告 走る広告媒体



公用車広告掲載の広告主を募集します。

掲載サイズ・12か月の掲載料金

(1台あたり)

◇最大サイズ

(縦50センチ×横70センチ)



25,080円(2,090円/月)
◇最大サイズ
(縦60センチ×横100センチ)
37,680円(3,140円/月)
※詳しくは市ホームページをご覧ください。

募集台数

財政課にお問い合わせください。

申込み

申込書に必要事項を記入のうえ、掲載する広告案および会社概要を添えて、財政課にご提出ください。

問い合わせ

財政課 ☎ 84-0619